

第4回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」事項書

平成23年12月7日
301委員会室

1 通年議会の課題等について

2 次回の日程について

【配付資料】

- 資料1 通年議会の課題等に関する意見等
- 資料2 議会における質問方法について
- 資料3 文書質問制度について
- 資料4 請願者等の説明機会の保障について

項目名	通年議会の課題等	意見等
第1 定例会の招集回数及び会期	①会期設定をどうするか。先行自治体議会パターンか、自治法改正案パターンか。	・本プロジェクト会議は、これまでの議会としての議論の経過等を踏まえた上で、諮問会議の答申が更なる議会改革となるべく、議会として真摯で建設的な議論を重ねることにあることから、通任議会をも視野に入れた議論も含め、「先行自治体議会パターン」を基本とする通年議会とすべきである。(館)
	②会期の始期及び終期をいつにするか。	・通年議会の場合、会計年度等を考慮すれば4月～3月とすべきであろうが、年度末の法令等の改正などが専決処分となってしまうことを考えれば1月～12月。なお、改選年は5月～12月。通任議会の場合は、改選年の5月～次期改選年の4月。(館)
	③通年議会を採用する場合の検討課題をどう解決するか。	・開議・閉議のルール→懸念される課題に関するルールを設定。(館) ・専決処分→議会議論を行うことにより専決処分はできる限りなくすべき。(館) ・一事不再議→会議規則の変更により適用する。(館)
	④現行制度と通年議会の比較検討。メリット・デメリットは何か。	・現行の年2回制は、平成19年の年4回制を基本として組み立てられているが、もう少し年2回制となった経緯と通年議会の議論と、議員に対する共通認識が必要であると思う。めり張り、緊張感の欠如、費用増の懸念をしている。(小島) ・メリット→議会機能を更に充実・向上させ県民の期待に応える。(館) ・デメリット(1) 経費→最終答申P25“政務調査の充実”にあるように、委員会での県外調査を基本的に廃止するなどにより経費削減を図る。また、2回制に移行する時点においても経費は削減を行っている。なお、県民の期待に応えるための議会改革・運営による経費の多少の増加は慎重にあるべきだが、理解を得ることも不可欠な課題。(館) ・デメリット(1) 執行部への影響→執行部との協議により改善を図る。(館) ・デメリット(2)→H23最終答申に“必ずしも・・・”とあり、自らが議員活動に緊張感とめり張りを持つことで克服できること。(館) ・デメリット(3) →先行議会の対応を調査し、検討を加えれば解決すること。(館)
第2 本会議の運営方法等		
1 招集日等の日程調整	①開会時点で、向こう1年間の年間議事予定を確定させる必要がある。【確認事項】	

項目名	通年議会の課題等	意見等
2 議案、請願等審査の方法	<p>①本会議における議員間討議を充実させるため、議案審査結果の委員長報告に対する質疑を活発化する。そのためには、委員長報告の事前配付、議案審議日程の延長等も必要になるのではないか。</p> <p>②本会議における議員間討議のための新たな制度も必要ではないか。</p>	<p>・委員長報告に重みを持たせる。例えば、委員長報告に対する回答を1年間ぐらい義務化させる等。(津田)</p> <p>・圧倒的に多い知事提案に対する議員間討議が十分でないという現状を改善しなければならない。意思決定プロセスを県民に明らかにするという意味が、議員間討議の公開にはあると思うので、その意識を持って行うことが大切であると思う。(小島)</p> <p>・本会議での討議は会派意見等の開陳の場となっており、議員間討議が行える新たな制度は必要であるようにも思われるが、会派での意見・意思統一により臨んでいる本会議であると考えれば、更なる工夫が必要では。(館)</p> <p>・委員長報告に対する議員間討議は必要であるが、必ずしも本会議ではなく、予算決算常任委員会で活発にすれば良い。そのためには、事前配布は必要。(水谷)</p>
(1) 請願、陳情の提出期限	<p>①請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年1回の開会日だけとせず、現行と同じく年4回を維持する。 【確認事項】</p> <p>②一事不再議の原則が適用される期間が長くなるが、請願、陳情は住民の要望であり、議会はこれを審議、決定等する義務があることから、一事不再議の原則は適用されない。 【確認事項】</p>	
(2) 請願、陳情の審議	<p>①年に4回提出される請願、陳情にあわせて、それを審査する常任委員会を開催する必要がある。 【確認事項】</p>	
(3) 請願の処理経過及び結果の報告	<p>①処理経過及び結果の報告については、現行どおり、1年経過ごとに通算4回を限度として求める。 【確認事項】</p> <p>②処理経過及び結果の報告があった場合、調査を省略せずに、原則として付託議案を審査する常任委員会において調査を行うべきではないか。</p>	<p>・②について、所管する常任委員会において審査・調査すべき。(館)</p>
3 質疑と質問の分離	特になし	<p>・議案に関する質疑は必要か。(津田)</p> <p>・質疑であるべきことが一般質問化している状況にあり、明確に分離すべき。(館)</p>
4 議案に関する質疑の方法		
(1) 開会日等提出議案に関する質疑	特になし	

項目名	通年議会の課題等	意見等
(2) 質疑を行う議員	特になし	
(3) 随時提出議案に関する質疑	特になし	
(4) 質疑に係る発言通告	特になし	
(5) 質疑の方法	特になし	
(6) 質疑・答弁の場所	特になし	
(7) 質疑時間	①現行の制度では、質疑を行う議案数は1本のことが多く、複数の議案について質疑を行おうとする場合は、15分程度では時間が足りないのではないか。	・質疑する議員が不足と感じているのかどうか。議運での議論が必要。(津村) ・質疑時間は15分では短いのではないかと。どのぐらいが適当なのかは難しいが。(小島) ・質疑、質問とを明確化することを前提に、質疑時間を20分程度(少数会派の一般質問時間30分を考慮して)として質疑に関する本会議の日程を調整し行うべき。通年・通任議会に移行しようとする意義でもある。(館)
5 県政に対する質問の方法	①議員個人ではなく、議会全体として論点を明確にしなが、執行部に対する質問を行う方法を検討する必要はないか。例えば、質問項目が重複しないよう、議会運営委員会等で一般質問に関する会派間の情報交換を行い、論点を絞り込んでいく等。 ②文書質問制度等、新たな質問形式を創設する必要はないか。例えば、一般質問終了後の一定期間中に文書質問を受け付け、次の定例会の開会日又は議案上程日の1週間前までに執行部から回答を得る等。	・会派内で論点を絞り込むのは可能であり、現在も行っている。会派間では各会派の意向があるため、テーマにもよるが、現実的に難しいのではないかと。(津村) ・①について、実施している議会の手法や状況を調査・検討すべき。それとともに、代表質問の機会と回数を増やし、議論の充実を図るべき。(館) ・①について、一般質問については現行のままで良い。質問時間について、代表質問70分程度、一般質問60分程度とあるのは、何れも程度から以内と変更するのが良い。また少数会派の30分制は60分に戻す。(水谷)
6 出席を求める説明員の範囲		
(1) 説明員の出席	特になし	
(2) 随時提出議案審議における説明員の出席	特になし	
(3) 副部長等の出席	特になし	
7 議会への提出資料について	①十分な調査ができるよう、「議案概要」等の資料内容の充実や、議案聴取会、全員協議会等の資料の事前配付等が必要ではないか。 ②余裕のある日程で議案を審議できるよう、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はないか。	・①について、資料内容については検討すべき。また、資料の事前配布は不可欠なこと。②は、事前配布されていれば不要では。(館)
8 休会日における執行部の対応について	特になし	

項目名	通年議会の課題等	意見等
9 会議録の調製について	①現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の調製、配付が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなるので、会議規則を改正して、調製回数を増やすべきではないか。また、暫定版の取扱いについて、検討する必要があるのではないかと。	・会議規則を改正して調製回数を増やすべき。暫定版は、議会HPもあり、経費削減からも必要なしと考える。(館)
第3 委員会の運営方法等		
1 計画的な運営	①年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。	
2 所管事項概要説明	特になし	
(1) 調査の日程	特になし	
(2) 年間活動計画の協議	①年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。	
3 常任委員会開催日数の増加	①重要議案や会派間で賛否が分かれる議案、請願等については、複数日の審査を通常とし、慎重に審査すべきではないか。その場合、審査日程の増加、弾力化等、委員会運営方法の再検討が必要になる。 ②行政部門別常任委員会を1日2委員会の開催とする等により、少数会派の議員が、所属委員会以外の委員会を傍聴しやすくすべきではないか。 ③常任委員会予備日及び委員会等予備日を十分に活用するため、予備日は議会活動を優先する旨をルール化すべきではないか。	・③について、常任委員会予備日及び委員会等予備日は当然議会活動を優先し、議員個人の予定は入れないルールを作る必要がある。(水谷)
4 常任委員会等の審査・調査の方法		
(1) 委員会の運営	①議案付託後、直ちに常任委員会を開催し、委員会の運営方法や、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設けることにより、参考人招致や公聴会開催などによる委員会審査の充実を図るべきではないか。なお、このような委員会は、平成20年2月会議で開催実績がある。	
(2) 議案審査、所管事項調査の方法	特になし	

項目名	通年議会の課題等	意見等
(3) 議案の審査	<p>①委員間討議を活発化させるための仕組みが必要ではないか。</p> <p>②常任委員会の正副委員長の人選、委員任期の複数年化をどうするか。</p> <p>③特別委員会の効果的な運営方法をどうするか。</p>	<p>・公開での審査・調査・議論は当然のこと。公開での委員間討議の充実・活発化の仕組みは必要。正副委員長の人選や委員任期の複数年化は、会派に一任すべき。(館)</p> <p>・②について、従来の順番制よりある程度リーダーシップを発揮できる人の人選は必要。委員任期については現行でよいが、その都度、議運で議論すれば良い。(水谷)</p>
(4) 請願、陳情の審査	<p>①請願者に、委員会での発言機会を保障する制度が必要ではないか。</p>	<p>・利害関係者を含め、参考人招致制度のルール化が必要。(津田)</p> <p>・請願者の委員会での説明機会を保障することは重要であり、制度は必要。全請願者が当該委員会で説明するのか、政策担当者会議(請願聴き取り会)との関係を整理する必要がある。(津村)</p> <p>・請願者及び利害関係者の参考人招致を制度化し、その必要性などをしっかり調査する必要あり。(水谷)</p>
(5) 所管事項の調査	<p>①調査終了後の委員間討議が活発でないため、所管事項調査の結果が次回以降に生かされていない。</p>	<p>・行政部門別常任委員会の中で、所管事項について行われている委員間討議をもっと活発化できないものか。(小島)</p>
(6) 公聴会の開催	<p>①公述人の募集・選定等の事務に日数を要すること、広く一般から意見を聴取すべき議案等は限られていること等から、公聴会は平成20年及び平成21年に1回ずつ開かれたのみであり、制度が十分に活用されているとはいいがたい。</p>	
5 出席を求める説明員の範囲	特になし	<p>・通年議会の課題等は「特になし」とあるが、実際会期が長くなれば、本会議以外にも各会議のための出席、それに伴う資料作成や議員への事前説明、配付等、職員の負担は増大する。そうなれば、従来の職務に支障が出ないとも限らない。以上のことから現状維持が妥当。(小林)</p>
6 委員会の県内・県外調査	<p>①実施回数や実施時期、実施の必要性等、委員会の県内・県外調査の在り方。</p> <p>②政務調査費を活用した調査の在り方。政務調査費を活用した方が、各委員の関心に合致した、効果的・効率的な調査が可能になるのではないか。その場合、各委員の調査結果を委員会活動に反映させる必要がある。</p>	<p>・委員会での調査は、基本的に廃止し、議員や会派が政務調査として実施すべき。(館)</p> <p>・委員会の調査は基本的には必要、委員間の意見交換の場ともなる。ただし、実施方法(するかしないかを含め)については委員会に一任する。政務調査で実施する事は、議会活動と議員活動との関係上難しい。(水谷)</p>

項目名	通年議会の課題等	意見等
第4 本会議、委員会等の開催経費等	<p>①日程がさらに増えること等により、開催経費が増大するのではないか。</p> <p>②十分な審査・調査が行えるよう、一日に多くの会議を入れずに、余裕のある日程とすべきではないか。</p>	<p>・委員会や様々な会議の費用弁償が支給対象外になったが、それでも現在も対象になっている本会議、委員会、検討会等、多々ある。当然、会期が長くなると、その本来の趣旨である余裕を持って、又より内容の濃い議論を深めるため、日程を分けるとか、登庁日が増加する。それに伴った各会議の開催経費が増加することを懸念する。現状維持が妥当。(小林)</p> <p>・日程がさらに増えること等で、開催経費が増大するのは避けなければならない。通年制になると経費が増大すると思われる。(東)</p> <p>・余裕がないほど一日間に会議等を集中設定せず、複数の会議を設定する場合には、余裕を持った日程とすることを原則に調整する。経費の節減も考慮すること。(館)</p> <p>・日程が増えることによる経費増は当たり前で、その分しっかりと仕事をすればよい。また、会議を詰めないで余裕のある日程で十分議論すべし。(水谷)</p>
第5 議会と知事との協議	①協議方法のルール化の必要性。	
第6 事務局態勢の充実等	①日程がさらに増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加するのではないか。	・日程がさらに増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加すると思われる。(東)
第7 会期等の見直しに関する県民への広報等	特になし	
第8 議会改革諮問会議最終答申の提言事項		
1 議会・会派・議員の活動の在り方	①バランスのとれた議会・会派・議員活動をどのように実現するか。	<p>・議員の仕事として、議会活動、党のための活動、後援会活動(県民とのふれあい)等があるが、現在の年2回制、通年議会で十分保障できるか。(津田)</p> <p>・三つの活動の在り方について、平成22年度の調査でも、議会活動が全体の約3割、その他は個々の活動を行っている場合が7割と圧倒的に多い。地域を調査、意見交換等、登庁以外でも議員活動は多分にあるし、地域の諸課題や声(要望)を把握できずには議員としての役割も本当の意味で果たせない。これらのことから、現状維持が妥当と考える。(小林)</p> <p>・地域での議員活動等の時間が大幅に少なくなる恐れがある。(東)</p>
2 政策広聴、市町議会との交流・連携	<p>①議会報告会、出前県議会、意見交換会等をどのように実施し、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。</p> <p>②市町議会との交流・連携をどのように進め、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。</p>	・広聴広報会議との議論も必要であるが、年間スケジュールを組む中で、県内市町議会の開催月を除き調整すれば可能。(津村)

項目名	通年議会の課題等	意見等
3 通任期制につながる議会活動	①4年間の政策サイクル「通任期制」の在り方。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員任期は4年間のため、4年間の議会運営スケジュールを考える中で、単年度を運営していく必要がある。(津村) ・今回の会期の見直しは、“議会機能の強化、県民サービスの向上、経費の大きな増加にならないこと”という基本的な考えの下、諮問会議の最終答申の課題等の解決により、開かれた議会として、議会議論への県民の参画ということにある。このような意味合いからは、目指すは通年議会である。(館)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年の検討結果報告、平成22年の検証検討結果報告、そして議会改革諮問会議の最終答申を受けて今回のプロジェクト会議があるので、年2回制の検証も必要であるが、最終答申に沿うように議論を進めていくべきではないか。その方向性が決まれば、各課題はより具体的に議運や広聴広報会議等で議論できるのではないか。(津村) ・全国的に、年4回→年2回→通年という流れが加速的に進んできている中、最終答申をさかのぼることなく話し合っていくことが大切だと思う。(小島) ・通年になると常勤扱いになるので、兼業の方は整合性がとれるようにすることが必要になってくると思う。(小島) ・いずれにしても、現行の二回制が日程上においても何ら問題ないし、県民にとって通年制のメリットは何かと考えた場合、時期尚早であると思う。(水谷)

議会における質問方法について

1 趣旨

二代表制を意識した政策議論につなげるため、議員個人ではなく、議会全体として論点を明確にしながら、執行部に対する質問を行う方法について検討する。

2 会津若松市議会の事例

(1) 趣旨

一般質問に係る情報交換会については、議会基本条例の基本方向を踏まえ、合議体である議会が政策面でまとまって執行機関に対峙していくため、議員の発言に対する権利保障を前提としながら、個々の議員間の一般質問の重複に関して、事前に会派間の情報交換を行う目的で開催する。

(2) 組織

情報交換会は、議会運営委員会が担当するものとする。ただし、2人以下で構成する会派については、オブザーバーとして参加することができる。

(3) 開催日

情報交換会は、一般質問の通告締切日の概ね3週間前とする。

(4) 情報交換会の役割

- ① 情報交換会では、会派間での一般質問の大項目や中項目について情報を交換する。
- ② 情報交換会では、重複が想定される質問項目の協議・調整を行う。

(5) 会派の役割

会派は、情報交換会までに会派内議員の質問事項の取りまとめや調整を行う。

(6) 議員の役割

議員は、会派の協議までに一般質問の事前準備を済ませるよう努力する。

(7) 議員の権利保障

議員は、情報交換会の開催後から通告締切りまでの間に事情変更があった場合には、質問事項の変更又は追加等を行うことができる。ただし、情報交換会に先に提出された質問事項と重複する事項については、原則として行わないよう努めるものとする。

(8) 具体的な運用例

	<ul style="list-style-type: none"> ・各議員の一般質問の事前準備、各会派における打ち合わせ ・会派内をとりまとめ、質問事項を議会事務局に提出
締切日の約3週間前	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>議会運営委員会（一般質問に関する会派間の情報交換）</u> 題名（大項目）及び要旨（中項目）を中心に情報交換 重複する質問項目について、議員間で協議・調整を行う
	<ul style="list-style-type: none"> ・各議員の一般質問の詳細準備
一般質問通告締切日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問通告書の提出
締切日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会（重複質問のチェック等）

文書質問制度について

1 概要

議員が執行部に対し、文書で質問を行う方法。法令上の禁止規定はないので、会議規則に規定すれば制度を設けることができる。ただし、質問は口頭によることが原則であるので、例外的な取扱いとなる。

2 他県の状況

平成21年6月現在、北海道、東京都、神奈川県、長野県、石川県、徳島県に制度があり、東京都はかなり活発に文書質問が行われているが、その他は数件程度又は事例なしである。

3 東京都議会の事例

(1) 会議規則

(文書質問)

第84条 議員は、会期中執行機関等に対し文書で質問することができる。

2 前項の質問は、簡明な趣意書を議長に提出しなければならない。

3 質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して執行機関等に送付する。

4 議長は、質問趣意書及び答弁書を各議員に配付する。

(2) 運用状況

- ・平成20年29件、平成21年21件、平成22年29件の実績がある。
- ・年に何回でも質問できるが、定例会で一般質問をした議員は、その会期中は質問できない。

4 メリット・デメリット

(1) メリット

- ・質問者の割り当てや質問時間の制限がない。
- ・会期中であればいつでも質問できる。ただし、会期ごとに提出期限は必要。
- ・細かなデータなどが正確に示される。
- ・公式の質問、答弁として会議録に記載される。

(2) デメリット

- ・執行部の負担が増える。
- ・質問があったことが外部からわかりにくい。

5 運用上のルール

文書質問の運用に当たっては、議会運営委員会で取扱いを定めることが必要である。

- ・会期中に限り認めることとし、乱用防止のため、回数制限等を設ける。
- ・会期中に回答する時間的余裕を確保するため、提出期限を定める。
- ・資料要求は認めないなど、基本事項を定める。
- ・質問書及び答弁書は全議員に配付するとともに、会議録に掲載する。

「第3 委員会の運営方法等」「4 常任委員会等の審査・調査の方法」
 「(4) 請願、陳情の審査」の関連事項

資料4

請願者等の説明機会の保障について

平成22年10月現在

道県名	運用方法・実態
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会に先立ち、全委員が集まった公開の場で、希望する請願者が説明をすることができる。 ・実績は年間1～2例である。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・請願者が希望する場合、委員会の許可で発言できる。許可されると休憩が宣告され、休憩中の発言となる。陳情者は対象にならない。 ・古くから委員会事務処理要領に書かれている手続であるが、30年以上実績はない。
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する請願者、陳情者には「口頭陳情者」として、常任委員会の冒頭で3分程度の発言を認めている。明文の規定等はない。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する請願者は、委員会の許可で発言できる。明文の規定等はない。 ・実績は年間3～4例である。
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・請願者、陳情者に限らず、希望する者は誰でも事前に書面で申し出ることにより、委員会で10分程度発言できる。 ・規則等の明文規定はないが、事務処理要領で「口頭陳情の取扱い」を定めている。 ・実績は年間2～3例である。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の許可を得て、委員会全体の冒頭に「口頭陳情」の機会を設けている。 ・参考人としてではなく、「請願者・陳情者」として発言させている。 ・発言には、申し込みが必要。請願者・陳情者を同じ取扱いとしている。 ・昭和46年の議運決定事項。平成21年度は9人の実績あり。
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会で請願者からの意見聴取が必要と判断した場合、委員会を休憩して、公開の委員協議会に切り替えて、発言させている。 ・協議会で意見聴取することにより、参考人招致の手続を省略する。 ・発言には、請願者からの申し入れが必要。陳情者には、特に機会を設けていない。 ・議運の申し合わせによる。実績はほとんどなし。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会で請願者からの意見聴取が必要と判断した場合、委員会を休憩して、休憩中に発言させている。参考人ではないので、会議録に残らない。 ・発言には、請願者からの申し出が必要。陳情者には、特に機会を設けていない。 ・議運の申し合わせによる。実績は年間数例である（H22は現時点で1例）。
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会全体の冒頭に、3分以内で「趣旨説明」の機会を設けている。 ・参考人ではなく、「請願者」として発言させている。請願者は発言後退席し、請願審査の際は傍聴できない。 ・趣旨説明をできるのは、希望者のみ。陳情者には、特に機会を設けていない。 ・請願者のほとんどが趣旨説明を希望する。（請願件数 H21：10件、H22：10件）